

学校生活のルール

(1) 登校／下校

8:25 のチャイムまでに「教室に入り、清掃の服装で着席できること」を目指す。

- ① 8:25 のチャイムで着席ができていない場合は「遅刻」とする。
※5分前行動を心掛ける。
- ② 特例として許可されている場合、自転車での登下校を可とする。
- ③ 登校・下校途中の寄り道、買い食いはしない。
- ④ 下校時刻は次のように定める。

・3月～9月（運動部は新人体育大会終了時まで） 18:00

・10月（運動部は新人体育大会終了時から）～2月 17:00

※顧問が活動場所についている場合、上記の下校時刻より30分延長して活動できる。

※複数での下校や防犯ブザーの携帯を心掛ける。

※不審者に遭遇した時

ア) すぐにその場を離れ、付近の大人や民家に助けを求めろ。

イ) 110番通報をする。

ウ) 学校、家庭に報告をする。

- ⑤ 交通ルールを守り、安全に十分注意して下校する。道路に広がって歩かないなど、マナーにも十分に気を配り、一般の歩行者、自転車、自動車に迷惑をかけないように気をつける。
- ⑥ 放課後並びに休日に、学校に用事があって来る場合も登下校のルールに則り、「私服」は不可とし「標準服」「徒歩」を原則とする。
- ⑦ 課業日の登下校は基本的に標準服とする。ただし、部活動がある日は、部活動の服装での下校を認める。（朝練がある場合は登校も認める。）

(2) 服装／頭髪／持ち物 など

授業に適した服装・頭髪で、学校生活を送る。

- ① 授業は時期に応じた標準服で受ける。（実技教科は教科担当の指示に従う）
※標準服等の着こなしについては「大原中学校 標準服着用規定」を厳守すること
- ② Yシャツはズボン、スカートに入れること。スカート丈は膝が隠れ、膝立ちした時に裾が床につく程度。上着の袖まくりはしない。
- ③ 生徒は、本校指定の標準服を着用する。
※ベルトは黒の革製または合皮のものとする。
ワイシャツの下は体育着、又は白の無地のシャツ（ワンポイント可）を着用すること
- ④ 夏服として本校指定のポロシャツの着用を認める。

- ⑤ 上履きは学年カラーのついた、本校指定のものとする。下履きは運動に適したものとす
る。ハイカットおよびデッキシューズは使用しない。踵をつぶして履いてはいけない。
- ⑥ 靴下の丈は問わない。色は単色。(ワンポイント可、ライン・蛍光色・柄ものは不可)
ただし、儀式のときは白・黒・紺とする。
- ⑦ 防寒着について
- コート : 華美でないコート(スクールコート・Pコート・ダッフルコート等)を登
下校時に着用しても構わない。また、部活動等で購入したウインドブレ
ーカー等をコート代わりにして着用可。
- マフラー、耳当て: 華美でないものを登下校時に着用可。授業中や職員室に入るとき
は外す。又、スヌードの着用は不可。
- セーター: 標準服の下に白・黒を基調とするセーターを着用可。
- ニット帽: 原則不可。
- 手 袋: 華美でないものを登下校時に着用可。
- インナー: (ヒートテック等の)着用可。色は問わない。ワンポイントまで可。
- タイツ : 色は黒・ベージュ(単色でライン等は不可)。タイツ(つま先まで)、レギ
ンス(足首まで)のどちらでも可。期間については冬服時(4月~5月、
11月~3月)。儀式・清掃のときも可。
- ⑧ 体育着やジャージで受ける授業に挟まれている午前中の授業(1時間目のみ)は、その
まま体育着やジャージで授業を受けることができる。朝清掃後の1時間目も同様の扱
いとする。
- ⑨ 夏季、冬季の衣替えの時期は6月1日、11月1日を原則とする。ただし、天候の状
況に応じてその前1か月間は各自で判断し調節する。
- ⑩ 校章、名札、学生服のボタンは学校指定のものとする。
- ⑪ 髪形は学習の妨げにならず、安全面を考慮した髪型とする。
- ・パーマはかけないこと。
 - ・染色および脱色をしたりしないこと。
 - ・整髪料は使用しないこと。
 - ・髪が肩にかかる場合はゴムで結わくようにすること。
 - ・使用するゴムやピンは黒、紺、茶系とすること。
 - ・大きめのヘアピンは使用しないこと。
 - ・ツープロックは可とする。
- ⑫ ピアス等のアクセサリ類は身につけない。また、化粧品は使用しないこと。
- ⑬ カバンは自由とする。ただし、リュック型に限る。
- ⑭ 学習の妨げとなることが考えられるものは学校へ持ち込まない。
- ※携帯電話(スマホ)、カメラ、時計、菓子類、マンガ、雑誌、おもちゃ、ゲーム類等
はさみは可とするがカッター等の刃物は不可とし、危険物は持ち込まないこと。

(3) 給食

「いただきます」は 13:00(朝なし日課は 12:45)までを目指す。

- ① 12:55 (12:40) には着席し、13:25 (13:10) までは教室から出ないこと。ただし、ワゴンを返却するために、担当が時間前に廊下へ出ることは可とする。
- ② 給食当番はエプロン、マスク、三角巾を身につけること。
- ③ 給食委員の指示に従って行動すること。
※給食で出たものを持ち帰らないこと。

(4) 清掃

- ① 清掃時間は原則 10 分間とする。
- ② 清掃は体育着もしくはジャージで行うこと。ワイシャツおよびベストの着用は認める。
- ③ 外のゴミ捨て場へは、体育館脇のブルーのマット上を通ること。
- ④ 整美委員の指示に従って行動すること。

(5) 休み時間／昼休み

- ① 特別教室での授業等やむを得ない場合を除き、他の学年のフロアには原則として出入りしない。また、他教室への出入りは原則認めない。やむを得ない場合は担任の許可を得ること。
- ② 小屋上は原則使用禁止。使用する際は教員立会いの下、十分安全に配慮すること。
- ③ 昼休みに体育館、武道場は開放しない。
- ④ 昼休みにボールを使用して遊ぶ際はグラウンドで行うこと。(ボールは教室で保管されているものを体育委員の許可を得て使用すること)ただし、テニスコートではテニス以外の競技のボールは使用しないこと。
- ⑤ 暑さが予想される日の昼休みは「熱中症警戒アラート」の表示を確認し、外遊びをしましょう。

(6) その他

- ① 学校内からの外出は許可がない限り認めない。
- ② 校内の設備は大切に扱うこと。
- ③ 廊下に設置してあるロッカーは、原則として教室に保管するのが困難な際、補助的に利用すること。放課後は持ち帰るなどし、置いたままにしないようにすること。
- ④ 欠席の場合は、原則は欠席フォームを利用して連絡をすること。
- ⑤ 水筒の持ち込みは通年可とし、中身は、水、スポーツドリンク、茶類とする。
パック、カン、ビンの持ち込みは不可とする。
- ⑥ ペットボトルについては 5～10 月の期間、詰め替え用限定で持ち込みを可とする

- ⑦ 弁当は特別な指示がない限り自分の教室でとること。
- ⑧ 制汗スプレーの使用は不可。制汗剤については無香料のシートタイプのみ可とする。
- ⑨ 部活動引退後は、原則活動禁止。受験等に際し活動をする必要性が生じた場合は、必要な手続きを行い、顧問の指導下で活動に参加すること。また、進路が決定したものについては顧問と確認を取り、了承を得られれば、参加することができる。
- ⑩ 熱中症対策用品は、電動ではないものに限り持参を認める。
- ⑪ 自転車を使用する際は必ずヘルメットを着用すること。

◎この規定にない細かい点については、教員に確認しながら中学生としての良識で判断し、行動できるようにすること。